

平成27年度大阪地方最低賃金審議会

第315回総会（平成27年度第5回）会議次第

平成27年8月21日（金） 午前8時45分

（大阪合同庁舎第4号館2階 第1共用会議室）

1 開 会

2 議 事

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）特定（産業別）最低賃金専門部会報告について

（3）特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止について

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第315回総会

(平成27年度第5回)

資 料 目 次

資料 大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出書

1-1 全大阪労働組合総連合

1-2 アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社

1-3 一般社団法人大阪タクシー協会

2 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の有無について (答申)

3 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の有無について (報告)

大阪労働局長 中沖 剛 殿

2015年8月19日

(団体名) 全大阪労働組合総連合

(代表者) 議長 川辺 和宏

(住 所) 大阪市北区錦町 2-2 国労会館 201号



大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書

平成 27 年 8 月 6 日付け「大阪府最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求める。

記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行なうこととし、大阪府最低賃金を月額 20 万円、日額 11,200 円、時間額 1,400 円に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額 1,000 円、日額 7,500 円、月額 16 万円とすること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

15 年春闘では、組織労働者は大手で平均して 2.5% 前後、中小では 1.8% 程度の賃金引き上げに留まっている。さらに労働組合のない職場で働く労働者には賃上げはほとんど波及していない。経済状況や景況判断とは異なり、一般労働者と非正規雇用労働者の実質賃金は 25 ヶ月連続で前年同月比マイナスであり、生活実態は悪化している。消費者物価の上昇に追いつかない賃金の引き上げでは、実際の生活水準を下げることになる。低賃金で働く労働者の実質可処分所得の水準を維持し、生活の実質的な改善を図るには、低賃金構造から抜け出すためのセーフティーネットである最低賃金の大幅引き上げが必要である。大阪労連はこれまで、大阪府地方最低賃金は中央目安の積み上げ論ではなく、生計費に基づいた議論をすべきであるとし、要請を行ってきた。7 月 30 日に開催された第 313 回大阪府最低賃金審議会総会の労働者側意見陳述でも目安通りの金額では生活はままならず、最低でも 1,000 円以上が必要であるという意見が出されている。それにもかかわらず、大阪府地方最低賃金審議会は本年の大阪府最低賃金金額を中央目安に 1 円積み上げた 20 円引き上げ、時間額 858 円とする答申を行った。

時間額 858 円では、月 150 時間（年間 1,800 時間相当）働いたとしても、月額 128,700 円、年額 1,544,400 円にしかならず、ワーキングプアの水準とされる年収 200 万円にも及ばない。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながらない。最低賃金が「時間額 1000 円」にはるかに及ばない水準にとどまっているのは、審議会審議において、労働者の生計費という観点があまりに

も軽視されているからと言わざるを得ない。しかし、政府は中小企業支援策として6月末には「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」も成立させており、さらに追加の手立ても行うとしている。中小企業・小規模企業の経営環境は整いつつある。

「OECD 対日審査報告書 2013 年度版」によれば、OECD 諸国の中で、貧困率（投下可処分所得の中央地の半額以下の割合）が、メキシコ、トルコ、アメリカに次いで4番目に高い日本の特徴として、「日本は、勤労者世帯や子どものいる世帯で、税及び給付を考慮した後に貧困率がより高くなる OECD で唯一の国である」とし、さらに「相対的貧困率は働く一人親世帯で60%程度と OECD の中で最も高く、子どもの貧困の高い発生や世代を超えて貧困が受け継がれるといったリスクを引き起こしている」と指摘している。

貧困の連鎖を断ち切るためにも、社会的な賃上げは必要不可欠である。懸命に働いてもまともな暮らしはできず、低賃金であるだけに長時間、場合によってはダブル・トリプルワークを働き、ついに健康を害していく。低賃金では他の仕事を探す余裕はなく、出口のみえない状況で生活苦を強いられる。いったん低賃金の雇用に落ち込んでしまうと、自助努力では這い出せない。強制力のある法廷最低賃金によって救われなければ、今の多くの経営者は賃金改善を行わない。最低賃金が数円あがるだけでも、企業がつぶれる、雇用が減少するとの主張があるが、この間の最低賃金の引き上げを振り返れば、きちんと対応をしている。こうした実態を踏まえ、最低賃金の改善を求める悲痛な声に真摯に答えていただきたい。

2010年の「雇用戦略対話」で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との政労使合意が行われてから、今年で5年目を迎えている。この合意は「2020年までの目標」と設定されたものであり、その履行に向けた計画的な引き上げが求められている。雇用戦略対話合意に基づき、早急に時間給1,000円に近づけるべく再調査と審議を求める。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申請を行う。

以上



平成 27 年 8 月 13 日

大阪労働局長 中沖 剛 殿

大阪市住吉区苅田 7-12-19

アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社

代表取締役 山本 義彦



異議申出書

平成 27 年 8 月 5 日付大阪地方最低賃金審議会から貴殿になされた大阪府最低賃金を時間額 858 円に引上げる答申は、当社を含めたビル清掃請負業者の経営を根本から否定するものであります。従業員の大半が時間給 838 円の最低賃金の当社の従業員の時間給を 20 円引上げることは到底出来ません。貴殿において、当社のようなビル清掃請負業者の実状を配慮され、審議会において引上げ額を再検討されることを強くお願い致します。

上記の点が困難であるなら、貴殿も承知されている通り、公共施設の年間契約書に消費税の改定や当該施設の増築時と同様に、地域最低賃金改定時に変更契約を行うことを貴殿自ら全ての行政施設・官公庁施設責任者に銘記することを強力に行うように指導し実現させていただきたくお願い致します。又ビル清掃請負業者の業界には高齢者が多数雇用されています。65 歳以上の年金受給者と 65 歳未満の労働者を 2 段階で地域最低賃金を設けされるようお願い致します。



以上、



労務第8号
平成27年8月20日

大阪労働局長 中沖 剛 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会長 三野 文男

地域別最低賃金額改定決定に対する異議申出書

謹啓 平素は何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪地方最低賃金審議会は、去る8月5日、大阪府を適用区域とする最低賃金額を20円引上げ、1時間858円とする答申を大阪労働局長に行いました。これは、平成19年度から9年連続の大幅な引き上げであります。

このたびの地域別最低賃金額の大幅な改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ません。

特に、平成20年の最低賃金法改正以降、最低賃金額引上げの目安として生活保護水準との整合性を図ることとなり、毎年それを要因とした大幅な最低賃金額の引き上げが実施されてきました。

加えて、今年の引上げ額は、当初から政府の成長戦略に配慮したものとなっており、中小企業の実態を全く顧みないものであります。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものであります。賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであります。

今、「アベノミクス効果」により、景気の回復が期待されているところですが、大阪のタクシー業界にあっては、その効果を実感できる状況にはなく、長期にわたる景気低迷などの影響から脱却できず極めて厳しい経営環境に直面しております。

また、タクシー乗務員の労働は事業場外労働で自由裁量であることから、労働時間の把握が難しく、拘束時間と実労働時間において乖離が見受けられ、実労働時間に見合った最低賃金の適用を図るべきであると思料いたします。

加えて、タクシー運転者の高齢化が進む中、年金受給者も多く在籍しており、最低賃金には年金受給額も一定考慮されるべきであると考えております。

昨年1月に施行された「改正タクシー適正化・活性化特措法」により、さらなる労働条

件改善に努力しているところでありますが、このたびの大幅な最低賃金の引上げは、法の目的である労働条件改善の取組みにおけるこれまでの成果が水泡に帰することにつながりかねないと危惧いたしております。

当協会といたしましては、上記理由により、このたびの大幅な最低賃金の引き上げについて再考をお願いいたしたく、最低賃金法第11条第2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し立てるものであります。

敬具





平成27年8月17日

大阪労働局長
中 沖 剛 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 富 田 安 信

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成27年7月9日付け大労発基0709第2号をもって貴職から諮問のあった最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。



平成27年8月17日

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府自動車小売業
最低賃金専門部会
部会長 服部 良子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（報告）

当専門部会は、平成27年7月9日開催の大阪地方最低賃金審議会（第312回）総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、大阪府自動車小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて、答申したことを報告する。

